

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和3年10月15日（金）午後3時開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

行政区再編協議

- (1) 3案の比較検討及び区割り案内定に向けた検討について
- (2) 継続協議となっている課題の解決について

15:03

行政区再編協議

◎結論

区割り案内定に向けた協議の流れのうち、評価スキームを案のとおりとし、3案の比較検討における条件項目（評価内容）は25項目、比較項目は5分類と決定しました。

また、区再編に係る継続協議項目として8項目を確認し、次回以降に協議を図っていくこととなりました。

◎発言内容

（1）3案の比較検討及び区割り案内定に向けた検討について

○高林修委員長 それでは、協議事項1の3案の比較検討及び区割り案内定に向けた検討について協議を進めていきたいと思えます。

委員の皆様には、前回の委員会で各会派に依頼しました協議の流れに対する検討について、御回答をいただきました。お手元にあると思えます。これを基に、事前の委員からの御意見を踏まえた上で、今後の比較検討における条件項目等を案としてまとめたものを、席上に配付させていただきましたので御覧ください。

まず、Iの評価スキームについては、前回の資料でお示ししたとおりの内容で、これは全会派よいの御意見でしたので、案のとおり進めることについて御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、評価スキームについては、案のとおり進めることといたします。

続きまして、2の条件項目（評価内容）及び5段階評価についてですが、まず条件項目については、資料のとおり、1から25までの項目を案としてお示ししますが、この条件項目について御異議・御意見のある方、御発言をお願いいたします。

いろいろ御発言がありましたけれども、取りまとめて25となりましたが、特に文言についてはこれでいいかどうかですけれども、異議なしということによろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、条件項目については、配られたⅡの25案のとおりといたします。よろしいですね。

次に、5段階評価についてですが、御覧いただいているように、いろいろ文言が出てまいりますけれども、5段階評価の文言については、パターンが3つありまして、大いに期待できる、期待できる、少し期待できる、やや期待できる、期待できないとか、期待という言葉が入るパターン1と、パターン2については、特になし、ほぼないという文言です。パターン3は尊重という言葉が使われておりますが、ここについては、少し修正の必要ありと私は思っていますが、いかがでしょうか。

このパターンが25項目のどれに当てはまるかということは、もともと皆様には御案内をしておりますので、御理解いただけると思いますが、5段階評価についてはよろしいでしょうか。

○岩田邦泰委員 よい方向に振れるものが5という解釈であれば、レベルはおのずと合ってくると思いますので、言葉は問わなくていいのかと思います。

○酒井豊実委員 ちょっと私として分からないのは、どうしても恣意的な評価になりがちなところはあるわけですが。合議体の中でやっていけば収まってくる可能性はありますが、期待できる、やや期待できないというのは、パーセンテージで言うとうどんかというようなものを委員長はお持ちでしょうか、ちょっと確認をしておきたいと思いますが、それはパーセントでは示せないものですか。

○高林修委員長 文言ではなくて。

○酒井豊実委員 いえいえ、文言でいいのですが、このレベル以上は「期待できる」の評価となるのか……。

○高林修委員長 あくまで5段階での評価ということになります。

それでは、5段階評価の文言については、先ほど私が申し上げたとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、比較項目の設定についてですが、皆様に検討結果を示させていただいたのですが、大変に各会派異なっておりまして、うまくまとめることができないと思っているのですが、まず言えることは、行財政改革の推進という言葉は全ての会派にわたって、比較項目として認めていただいているので、ここは御異議ないと思います。

あとは、先ほどの25項目がそれぞれにどの比較項目に入るかということが、今の段階ではちょっと整理がつかないということになっておりまして、もし、今ここで、ここは変えてもいいよというところがあればお示しいただきたいと思います。もう一つは、比較項目の名称についても、もしほかの会派に同意しますということがあれば、言っていただくと非常にありがたいです。

○稲葉大輔委員 変えるという話ではないのですが、自民党浜松の案の説明を少しさせていただきますと、行革の推進は全会一致で大丈夫ということで、もちろんこの委員会の目的である区の再編の大きな目的の一つだと思います。それ以外の設定については、これまで委員会で議論してきた認定項目がありまして、これをずっと細かくやってきたものですから、認定項目に沿っていくのが整理としては分かりやすいのではないかと思います。その中で、認定項目の1番は地域拠点、2番が主要組織の方針とデジタルの活用ということでありました。この2つについては、市民の皆さんからすると、同じ目線で比較ができるということで、自民党としては一つの項目とし、そして、地域自治と地域づくりというのがそれぞれ認定項目にありましたので、これで分けていくと。最後に、新たに地域特性の配慮という比較項目をつくりましたが、やはり区を割るということに対して、市民の皆さんの感覚では、自分の区が

どういふふうになるのか、あるいはこの区の特徴がちゃんと保たれるのかという心配があると思いますので、新たに特性の配慮ということを別立てで設けたというのが、自民党の案になりますので、それを踏まえて御意見もいただければと思います。

○高林修委員長 自民党浜松からの御発言でございましたが、各党派で、今自民党が言われたような基本的なスタンスを御発言いただけるようでしたら、おっしゃっていただきたいのですが、公明党さん、どうでしょうか。

○松下正行委員 うち、条件項目は、案に対して全てオーケーと出しています、そうすると、こちらの比較項目についてもあまり言えないかなということで、皆さんの合意の下であればオーケーですというように段階を踏んでいます、今の自民党さんの説明を聞くと、ある意味、認定項目ということなので、ごもっともだなという感想です。

○高林修委員長 ほかですが、頂いたものを見ると、4党派につきましては比較項目が5つになっています。レーダーチャートでいうと五角形になるとは思っていますけれども、創造さんの場合は、これは2集団ですが、レーダーチャートの形はどういふふうを考えていらっしゃいますか。

○関イチロー副委員長 まず、これは比較検討をして区割り案の一本化を目指すということであれば、あまり比較検討項目が多いというのはいかかなものかというところで絞りました。それから、もう一つは、レーダーチャート自体が奇数項でなければいけないならば、偶数で不都合なところがあれば教えていただければと思います。どちらにしましても、市民生活、それから住民生活にとっての観点と、それから行政にとっての留意点やメリットみたいなものを同じ数にすることによってバランスが取れるということです。ですので、それぞれについて5項目ずつを提案したわけで、それを一緒にすれば10項目、別々に行政の点、市民の点ということで分ければ5項目ずつということになるかと思います。

やはり、大事なことは、項目の軽重があるかと思っております、例えば行政にとってみればコストの削減だとか、労働生産性の向上というもの、これは非常に重要なことですが、1項目を1項目として評価すると、数が多くなればなるほど、その評価の重さが変わってくると思っております、場合によると、1項目ずつでも評価点が違うということを考える必要があるかと思っております。

以上です。

○太田康隆委員 目指すことは、分類で多角形をつくるということでしょう。だから、2分類だと多角形はできず、直線になってしまいます。レーダーチャートにするという意味は、少なくとも大分類が3とか、4とか、5とか、6とかでないといけないということで、これだとそもそも満たされていないことになりませんか。

○関イチロー副委員長 大分類で格好をつくるのではなくて、そういう意味からいくと、その下の項目でもって多角形をつくるという意味です。

○太田康隆委員 そうすると、ほかと全然調整が取れなくなってしまいますよね。20項目挙げているところと、25項目挙げているところがありますけれども、そもそも大分類のところを合わせていかないと同じ尺度で比較できませんので、まずそこは歩調を合わせるということをお願いしたほうがいいのではないですか。

○高林修委員長 どうでしょうか、副委員長。

○関イチロー副委員長 今のような分類分けということであれば、それぞれに5分類ずつだと解釈していただければ結構だと思います。もし、そこからもう少し細かいところまでということであれば、そこに項目というものが入ってくると考えていただければと思います。

○高林修委員長 そもそも先ほど25の条件項目は認めていただいたわけですよ。創造浜松さんは御提案いただいたときは、確かに10項目ということになっていますが、あくまで25項目を評価していただくことになるので、やはり5角形のレーダーチャートということを目指していただきたいと思います。

確認ですけれども、この小項目でもって5角形を2つつくるという発案だと思うのですけれども、このところは譲歩していただいて、まずは25項目について評価をしていただきたいなと思っています。

ただ、この比較項目の名前が、行財政改革の推進以外はばらばらに近いのですが、公明党さんは自民党の案に同意すると言っていたので、そのところは、よしとしていただくということですが、ほかのところについては、地域自治とか地域づくりとかいうことについても、多少擦り合わせができると思っていますが、いかがでしょうか。

私のほうからの提案としては、まずは25項目を評価していただいて、比較項目の設定については、どうしても曲げられないということがあれば、それはおっしゃっていただきたいですけれども、今日のところは何とかまとめていきたいと思っています。

○岩田邦泰委員 私のところでは、数をもう少し減らしたほうがいいのかということで、15項目で5分類みたいな形を提案させていただきましたが、今回、25まで逆に増えてしまったので、5分類にするなら、本当は全部5項目ずつ持っていければいいのですけれども、中には動かしようもないものも出てきてしまうので、そこは仕方がないと認識しています。

あとは、自分でも結局、地域自治だとか地域づくりだとか、一つの浜松だから市民協働だとかというのは、どう取ればそうなるかというのは、実は幾らでもここを変えられてしまうなというところもあって、案として私はこういう形で提案させていただいただけですので、皆さんと同じ評価の仕方構わないと思っています。

以上です。

○高林修委員長 それでは、一応、各会派の大体の御意見はこれで承ったというところです。

再度申し上げますが、この25の条件項目については、フォーマットをお渡ししますので、評価をしていただきたいと思います。

それで、今後の話になるのですが、先ほど副委員長がおっしゃったとおり、やはり行財政改革の推進というのが行政区再編の肝だから、これに関わる点数は、ほかの項目とたとえ一緒になったとしても、ここは係数操作みたいなことが必要だと思っています。それについては、今日ここで協議をしますが、まずは評価をしてもらうということでよろしくお願いします。

私のほうに問合せがありまして、評価については、各会派1案でまとめていくのかということですが、そのところをお聞きしたいなと思っています。まずは、御発言があれば。

○太田康隆委員 標本数ですよ。

○高林修委員長 そういうことです。

○太田康隆委員 議員全員でというのは、なかなか難しいかもしれませんが、会派でとなってくると、うちの場合、24人が1つの指標で平均値になってしまいますので、リスクーだと思えます。だから、特別委員会の委員の数が、後ろにいる議員の数を反映していますので、特別委員会のメンバーの1人ずつが標本数になってもいいと思います、私の意見ですが。まだ、今日決めるわけではないですよ。

○高林修委員長 今日決めるわけではないです。

○岩田邦泰委員 基本は、私は本来、会派であるべきとは思っていますが、人数がという話だと思います。うちは5人なので、そこはまとめられるとは思っていますけれども、委員会の委員という数字で

あれば、それでも可と思っています。

○**松下正行委員** うちも5人だけなので、会派ということがベースかと思いますが、特別委員会の委員というのも会派の代表として出ていますので、どちらでもという感じです。

○**高林修委員長** 創造さんはどうでしょうか。

○**関イチロー副委員長** お二人と同様です。

○**高林修委員長** よろしいですか。

○**関イチロー副委員長** はい。

○**酒井豊実委員** 私も同感といいますか、委員の数だけ標本数を出してもらったほうが、幅広い角度からの標本が提示されて、いろいろと吟味、また議論が発展するのではないかと、そんなふうには思っております。

以上です。

○**高林修委員長** 今日結論を出さないと先ほど言ったばかりですが、皆さんの意見がオーケーということになりましたので、自民党浜松としても委員数とおっしゃっているので、よろしいですか。

○**太田康隆委員** 平均値の取り方は、中学校の数学の教科書に出てきますので、大人としてそこだけは間違えないようにしましょう。

○**高林修委員長** それでは、結論させていただきまして、標本数については、委員の数に合わせてということできたいと思います。

(2) 継続協議となっている課題の解決について

○**高林修委員長** それでは、協議事項(2)継続協議となっている課題の解決について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○**区再編推進事業本部長** お手元に、A3折り込みの1ペーパーを配付させていただきました。区再編に係る継続協議項目についてでございます。

上のほうでございますけれども、こちらは、本委員会のスケジュールをお示ししているものでございます。具体的には、本委員会です承された条例案議決までのスケジュールを月別のカレンダーに落とし込んだものになります。矢印は、検討の期間という意味合いでございます。参考に、特別委員会の開催日ということで、過去分については実施日を、今後については予定日を記載しているものでございます。

そして、その下、網かけのところに①、②、③、④、その他とございます。①から④につきましては、スケジュールを確実に進めるためのプロセスの認定項目の①から④でございます。具体的には、5月から8月まで本委員会での認定項目につきまして御協議をいただいて、その結果、継続協議となったものをこちらに転記したものでございます。

①の地域拠点です。地域拠点につきましては、取りまとめ結果によりますと、3点、継続協議がございました。区役所の位置、支所・ふれあいセンターの名称、協働センターの名称でございます。

②の主要組織の方針とデジタルの活用ですが、こちらは取りまとめ結果から、2点、継続協議がございました。土木の組織・位置・管轄職員、医療の組織ということでございます。

③の地域自治でございます。こちらは、協議会の在り方について、その中身につきまして継続協議となっております。

④の地域づくりでございます。こちらは、項目としては全て了承をいただいたものではございますけれども、区自治会連合会については、内定までにもう一度検討という御指摘をいただいているものでござ

ざいます。

以上の中で、③の地域自治の協議会に関することにつきましては、条例制定までに結論をとということ、それ以外のものは、内定案が決定するまでに結論をとということでございますので、内定時までに結論というものに関しては、今年12月まで矢印が伸びており、条例案の議決までというものに関しましては、そちらまで矢印を伸ばしているというものになります。

そして、最後、その他でございます。これは、区政担当副市長に関することでございますが、これは8月31日に天竜区の取扱いの決定を本委員会でもしていただきましたけれども、その際にも区政担当副市長の配置に関することに関しては、今後、継続協議をしていくという御指摘もいただいておりますので、こちらは内定時までに結論づけていくという想定でお示しをしているものでございます。

説明は以上です。

○高林修委員長 事業本部長からの説明は終わりました。

区割り案の内定までに対する課題として、継続協議となっている内容について質疑のある方は御発言願いたいのですが、先に1点ですが、ふれあいセンターの件で、この前、天竜区からお話があったように聞いていますが、そこのところは……。

○区再編推進事業本部長 ふれあいセンターに関しましては、中間報告の際、もし天竜区の思いがあるようであればということで、これはたしか区自治会連合会での中間報告の場だったと思いますけれども、委員長から投げかけをしていただきました。

先日、委員長宛てに天竜区の区自治会連合会の会長からペーパーで返事が来ているということは、議会事務局から情報として共有をさせていただいております。その内容について、私から申し上げてもよろしいですか。

○高林修委員長 はい、どうぞ。

○区再編推進事業本部長 天竜区自治会連合会からふれあいセンターの名称については、定着もしているのもそのままにしたいという意向が示されるとともに、現在、第2種協働センターとして、天竜区に1か所だけ二俣協働センターがございます。この二俣協働センターの名称についても、ふれあいセンターとしたいということで、天竜区自治会連合会会長からのお返事をいただいているところでございます。

○高林修委員長 継続協議につきましては、今日全部を結論づけるわけではありませんので、情報としてそういうことがありましたということです。継続協議はたくさんありますので、早め早めに進めていきたいので、皆様にお知らせをしていただきました。

それでは、このA3の継続協議の中身について御発言のある方はよろしく申し上げます。

○松下正行委員 ③の地域自治ですが、先ほどの説明によると、条例制定までに結論ということですが、矢印を見ると、令和4年10月で矢印が止まっているというのはなぜか、聞きたいと思います。

○区再編推進事業本部長 令和4年10月で矢印が止まっているということでございますが、条例案を上程して御協議いただくのは、令和4年度の2月議会というスケジュールになっておりますが、行政の中の仕事の手順として、条例案の調整を大体12月までに仕上げ、事前の上程に向けた内部調整を行ってまいります。そういった内部の作業期間があるものですから、おおむね10月当たりでどういった制度設計にしていくのかということが確定していないと、条例案の文言、文書作成の時間が取れないということでございます。

○松下正行委員 先ほどの説明によると、矢印が条例議決まで伸びているという説明があったものですから、そのときにそういう説明をしていただければ理解できたということだけです。

○区再編推進事業本部長 御指摘のとおりでございます。先ほどの説明、少し至らなかったです。申し訳ありませんでした。

○太田利実保委員 継続協議といってもあまり結論を出すまでの期間がそんなに長くないところだと思うのですが、これまで説明会を14回やってきて、いろいろな御意見がある中で、当初こうしたほうがいいのではないかと考えていたことについても、意見を聞きながら、先ほどもふれあいセンターの話もありましたけれども、会派としてもそういう意見を踏まえながら結論を変えるということもあると思うのですが、この協議事項について、いつ何をやるかとかスケジュールといいますか、それはこれからというところでもいいのですか。

○高林修委員長 前に決めたA、B、Cというスケジュールがありましたよね。内定までになるので、当然11月25日までに継続協議のことについては、協議会の件は別として決めていかないといけないということになっています。

○太田利実保委員 内定までにとのことですね。分かりました。

ちょっと繰り返しますが、説明会の意見等を聞きながら、会派としても事前に結論をまとめていくという作業を当然やっていくということで、分かりました。

○高林修委員長 この継続協議もかなり重たいものばかりですので、時間がタイトですが、やっつけていかないといけないということです。

○加茂俊武委員 4番の地域づくりの区自治会連合会について、本部長から説明があったのかもしれないですが、内定までにもう一度検討となっていて、これは大枠で了承だと私は理解していたのですが、何を検討するという内容でしたか。本当に幼稚な質問ですみませんが。

○区再編推進事業本部長 今、加茂委員から御指摘いただいたように、内容自体は大枠で了承されましたが、たしか区自治会連合会に関する項目、細かいものでいくと複数あったかと思えます。そこに關して、内定までにもう一度見直したいというような意図の御協議の結果ではなかったかというところで、④の地域づくりに関する取りまとめ結果の一覧表を、次の委員会のときにこの場で共有をしたかと思えます。そののところに關しても、了承とはなっていますが、内定までにもう一度検討というようなコメントつきで、④の地域づくりの協議結果の最終的な扱いについて、この場で結論づけられていると私も受け止めておりますので、今回お示しさせていただいたというものでございます。

○加茂俊武委員 では、ナンバー1から8をもう一回見直して、この中で何か懸念材料があれば、ここで議論していくというところでもいいわけですね。

○区再編推進事業本部長 そのように受け止めております。

○稲葉大輔委員 質問というか確認ですが、12月の内定案までに結論を一旦出していくことは、当然了解しているのですが、実際は条例議決までいろいろな意見が出たりとか、答申の中で変更があったりとか可能性はあると思えますし、また、条例議決後も当然組織であるとか業務というのは変わっていく可能性があると思うのですが、条例に縛られるものと、実際は事務手続等、了解だけで動かせるものがあると思うのですが、その確認を順にさせていただけるとありがたいです。

○区再編推進事業本部長 どれが条例事項で、どれが条例によらなくてもよいかということですが、正確に今、私のほうからお示しはできかねますので、そこは改めて条例マターなのか、そうではないのかということはお示しさせていただきたいと思えますが、少なくとも区役所のところに関しては条例事項になってまいりますし、地域自治のところでは協議会についても、協議会の設置条例に当たりますので、そこは条例事項になろうかと思えます。

○稲葉大輔委員 では、また改めていただくということで、今のとおり、内定後のパブコメやもう一回意見聴取がある中で、恐らくいろいろな声が出ると思います。条例決定事項について、なかなかひっくり返すということが難しいと思いますので、そこをまず徹底してやりながら、それ以外の主要組織であるとかという部分については、当然不具合も含めて変更があつてしかるべきだとは思っていますので、その辺の強弱をつけて進めていただければと思います。意見です。

○酒井豊実委員 ①の地域拠点についてですが、先ほども報告がありました、ふれあいセンターは天竜区の中に所在して、私もふれあいセンターの中の一住民でありますけれども、ふれあいセンターという名前を存続するのが筋だと思つていましたし、そういう方向で自治連からの話があつたということで、いいことだと思います。それから、13日には天竜区の協議会でも、佐久間の委員の方からふれあいセンター、ぜひお願いしたいということがありました。

一方、協働センターについてですが、これもいろいろな意見がございますので、この2つについては、結論は出していきやすい、もう見えているなど思っています。

最上段の区役所の位置、配置数ということですが、これも市民意見等を踏まえ、内定時までに結論と、市民意見等を踏まえとなっておりますけれども、この市民意見等というのは具体的にはどういうことを想定されているのか、確認をしたいと思つています。

○区再編推進事業本部長 こちらは、先ほど言ったように、取りまとめ結果からの転記ということでございますけれども、取りまとめ結果の①、②、③、④いずれもそうですけれども、市民意見等を踏まえ、内定時までに結論というような意味合いは、当然9月、10月に行われた中間報告を見据えてのコメントと受け止めておりますので、中間報告で頂いた意見を踏まえるという理解をしております。

以上です。

○酒井豊実委員 意見ですが、当然9月、10月の中間報告会14回で出された様々な、あるいは厳しい意見を踏まえて、我々委員がここで審議する、協議するというのも一つと、それから、市のほうでもそれをしっかり踏まえるというところを意見として言わせていただきます。

○高林修委員長 ほかに、この継続協議について御意見、御質疑のある方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 もともと、内定までにということを決めていまして、評価のプロセスの中にも継続協議をどこかで決めていくということは入っていますので、結論づけることができるものは、早くやりたいと思つています。

それでは、継続協議について確認ができたということで、次回以降、協議に入つてまいります。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。

この際、行政区再編に当たって、山名副市長から発言の機会を求められておりますので、発言を許します。

○山名副市長 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

昨日14日もちまして、当初予定してございました区自治会連合会、区協議会への中間報告会を全て終了いたしました。中間報告会では、皆様から様々な御意見・御要望をいただいたところでございます。中でも、区割り案のたたき台の3区案、4区案につきましては、区役所の位置に対する対案が提案され、西区と北区の一部が複合される案につきまして、自治会連合会から申入れがあり、地域の自治会連合会の分断が生じる案となっていることや、それぞれの区におきまして区役所存続が要望されることなど、地域間のしこりが残ることへの懸念が示されたところでございます。

地域コミュニティの中核でございます自治会は、市にとって行政運営における最も重要なパートナーとして、公共性のある種々の活動を担っていただいていることから、市政の多方面において支えられているというところだと思います。

こうしたなかなか難しい状況の中、地域間の争い事に発展しないよう合意形成を図っていくためには、現在お示ししている3つの案とは別の案を模索することも必要であると考えており、市へも要望いただいております。決定している協議スケジュールを踏まえた中で、ぜひその辺につきまして御検討をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高林修委員長 副市長からのお話は終わりました。

特に皆様から御発言は求めませんが、いずれにしても、内定までに我々が一本化していかないといけないと思っていますので、当局の御懸念はよく分かりますけれども、我々が今までずっと築き上げてきたと言うと言い過ぎかもしれないけれども、議論をうまく収束していこうと思っています。

確かに14会場でいろいろな御意見を賜りましたので、それぞれに委員の皆様もお考えがあると思いますが、とにかく当委員会としては、いろいろな御意見を参考に決めていきたいと思っていますので、今の山名副市長の御発言を頂いて、改めて市民の皆さんに納得できるような形の内定案を決めていきたいと思っています。

それでは、今の副市長の御発言については、聞きおくことといたします。

次回の委員会は、10月28日木曜日を予定しております。開会時間につきましては、現在検討中でございますので、委員の皆様には後日改めてお知らせすることといたします。

先ほど来の評価については、事務局で取りまとめて皆様に御提示しますので、よろしく願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:57